

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月30日

京都市長 松 井 孝 治

京都市規則第 21 号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条第3項健康福祉部の款障害保健福祉課の項第4号ただし書、第5号ただし書及び第9号ただし書を削り、同条第3項子どもはぐくみ室の款第30号を同款第37号とし、同款第29号の次に次の7号を加える。

- (30) 児童福祉法による障害児通所給付費等、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る申請の受付及び調査に関すること。ただし、児童福祉センター長が必要と認めるものに限る。
- (31) 障害児の福祉に関する調査、研究、統計並びに資料の収集及び提供に関すること。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (32) 障害児に関する相談に関すること。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (33) 障害児及び障害児の保護者に対する指導に関すること。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (34) 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者、指定障害児相談支援事業者等に対する報告の要求等に関すること。
- (35) 障害児に関する福祉関係機関との連絡に関すること。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (36) 児童福祉関係機関及び児童福祉関係諸団体に対する障害児の福祉に係る指導に関すること。ただし、児童福祉センターの所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)